

農林水産振興施策の総合的推進について

令和7年6月
農林水産部総合農政課

目次

I 本県農林水産業をめぐる情勢

- 1 多様なひょうごの農林水産業 3
- 2 本県農林水産業を取り巻く環境 4
- 3 本県農林水産業の概要 5
- 4 ひょうご農林水産ビジョンの推進 9

II 総合農政課所管施策

- 1 農林水産技術の開発・普及 11
- 2 異業種連携や6次産業化による新たな価値創造の推進 . 13
- 3 食と「農」に親しむ楽農生活の推進 16
- 4 農村地域づくりの推進 19
- 5 農業・農村の計画的土地利用の推進 22
- 6 農地の利用調整 23



I 本県農林水産業をめぐる情勢

1 多様なひょうごの農林水産業

- 兵庫県は、「日本の縮図」ともいわれるように、多様な自然環境のもと、それぞれの地域の気候・風土に根ざした多彩な農林水産業が展開
- 生産量で全国順位の上位を占める農林水産物も多く、主なものとして、農産物では山田錦（酒米）・丹波黒（黒大豆）・たまねぎ・いちじく・カーネーション、水産物では、シラス・イカナゴ・ノリ養殖・ズワイガニ・ハタハタ・ホタルイカ・カレイ類・マダイ・スズキ類等、さらに全国的に有名なブランドとしては、神戸ビーフや明石鯛などが存在



山田錦 (酒米)



丹波黒 (黒大豆)



たまねぎ



いちじく



カーネーション



神戸ビーフ



ホタルイカ

全国上位を占める主な農林水産物（令和5年）

項	目	生産量等	全国シェア	全国順位	県内の主な産地
米	山田錦[酒米](出荷量)	18,956 t	54.8%	1	播磨地域
豆	丹波黒[黒大豆](収穫量)	700 t	34.9%	1	丹波・播磨地域
野菜	たまねぎ(収穫量)	97,800 t	8.3%	2	淡路地域
	レタス(収穫量)	22,800 t	4.2%	6	淡路地域
	しゅんぎく(収穫量)	1,140 t	4.6%	6	神戸・阪神地域
	はくさい(収穫量)	20,200 t	2.4%	8	淡路地域
	キャベツ(収穫量)	24,400 t	1.8%	11	淡路・神戸地域
果実	いちじく(収穫量)	1,161 t	11.7%	4	神戸・阪神地域
	びわ(収穫量)	144 t	6.2%	6	淡路地域
	くり(収穫量)	416 t	2.8%	7	丹波・阪神地域
花き	カーネーション(出荷量)	16,200 千本	8.9%	4	淡路地域
	花壇用苗もの類(出荷量)	23,500 千本	4.6%	7	神戸・播磨地域
畜産物	生乳(生産量)	73,416 t	1.0%	14	播磨・淡路地域
	肉用牛(飼養頭数)	58,400 頭	2.2%	10	淡路・播磨・阪神・但馬地域
	鶏卵(生産量)	99,427 t	4.1%	9	播磨地域
	ブロイラー(出荷羽数)	12,985 千羽	1.8%	12	但馬地域
	はちみつ(生産量)	72 t	2.7%	11	播磨・阪神地域
水産物	シラス(漁獲量)	15,851 t	31.5%	1	瀬戸内海
	イカナゴ(漁獲量)	1,224 t	55.7%	1	瀬戸内海
	ノリ養殖(収穫量)	49,836 t	24.8%	1	瀬戸内海
	ズワイガニ(漁獲量)	524 t	21.9%	2	日本海
	ハタハタ(漁獲量)	90 t	15.9%	4	日本海
	ホタルイカ(漁獲量)	2,666 t	74.1%	1	日本海
	エビ類(漁獲量)	1,363 t	11.4%	2	日本海
	タコ類(漁獲量)	702 t	3.1%	6	瀬戸内海
	カレイ類(漁獲量)	1,506 t	4.7%	3	日本海・瀬戸内海
	パシフィックワカニ(漁獲量)	1,786 t	13.4%	4	日本海
	マダイ(漁獲量)	1,820 t	12.4%	2	瀬戸内海
	カキ(漁獲量)	8,407 t	5.6%	4	瀬戸内海
	スズキ類(漁獲量)	489 t	10.0%	2	瀬戸内海・日本海

※いちじくは令和4年実績

I 本県農林水産業をめぐる情勢

2 本県農林水産業を取り巻く環境

(1) 大消費地の中に立地

- 本県は、多彩な農林水産物を育む生産県でありながらも、**県内・周辺府県に多くの大消費地があり、食品関連事業者も多く集積しているため、流通、販売面で大きなアドバンテージ**
- 本県の食品製造業は、**製造品出荷額(1兆8,632億円)及び事業所数(1,017)ともに全国4位**
- 食品関連産業と連携することで、付加価値の高い農林水産物の生産が拡大し、生産者の所得向上や経営安定化につなげられる



出典：総務省他各自治体発表(R7. 3. 1推計人口)

【本県の食品製造業の地位】

区分	兵庫県	全国	食品製造業の全国順位
製造品出荷額	1兆8,632億円	31兆7,264億円	第1位：北海道、第2位：埼玉県 第3位：愛知県、 第4位：兵庫県
【参考】製造業全体	18兆3,403億円	361兆7,749億円	
事業所数	1,017	24,769	第1位：北海道、第2位：愛知県 第3位：静岡県、 第4位：兵庫県
【参考】製造業全体	8,622	223,391	

出典：経済産業省 2023年経済構造実態調査(R6. 7. 26公表)

(2) 地元や県内でとれた農林水産物に対する高い期待

「地元や県内でとれた農林水産物を購入している人の割合」は63%、「県産食品の安全性や個性・特長などを県が認証する兵庫県認証食品を購入したい人の割合」は95%

出典：「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査(R6年度)
県民モニターアンケート調査(R3年度)

【兵庫県認証食品の認証状況】

- 認証数 2,324食品(R6年度末)
- 主な認証食品

米、丹波黒大豆、淡路島たまねぎ、牛肉、鶏肉・鶏卵、牛乳、かき、ベニズワイガニ、ホタルイカ、みそ、豆腐、ジャム、日本酒等

I 本県農林水産業をめぐる情勢

3 本県農林水産業の概要

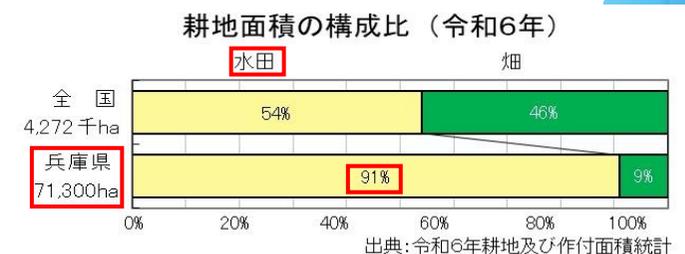
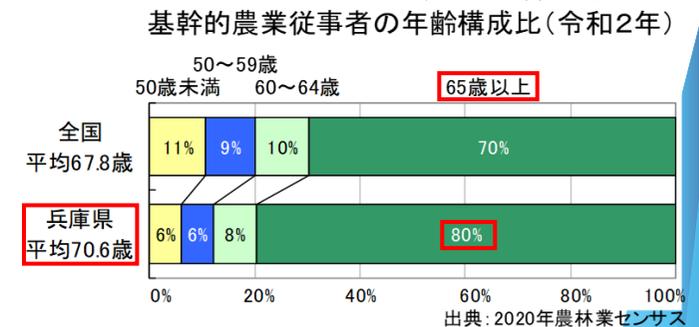
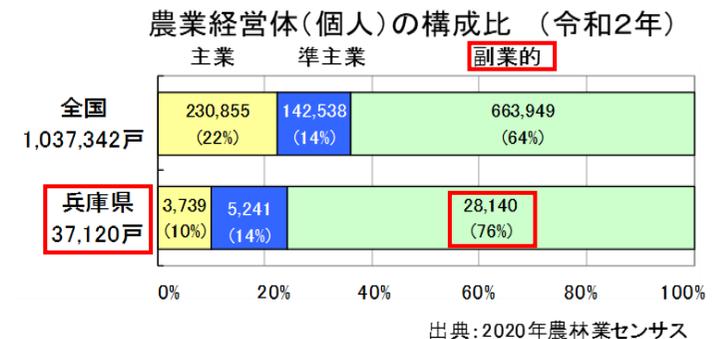
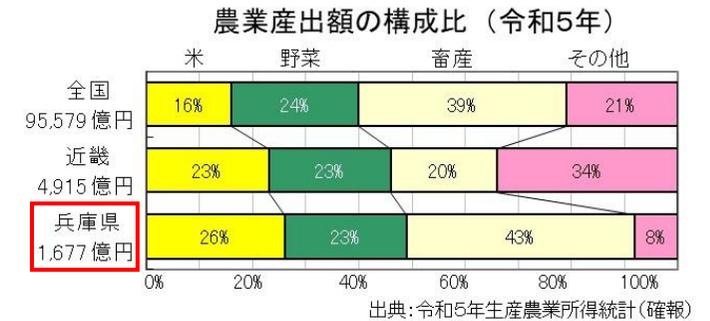
(1) 農業

A 現状

- **本県の農業産出額は1,677億円（全国21位）**で、**近畿地方の34%**を占めており、全国に比べて米の比率が高い
- 農業経営体（個人）のうち、副業的農家が約8割を占め、**基幹的農業従事者の平均年齢は70.6歳**と高齢化が進行
- 耕地面積は71,300ha（全国18位）で、そのうち**水田面積は65,200ha（全国12位）**であり、**耕地全体に占める割合は91%**と全国（54%）と比べると極めて高い

イ 課題

- 都市近郊の立地という本県の強みを活かすには、**需要と直結した生産の展開**や**県産ブランドの充実・強化**、**地域の多様な人材の参画等の推進**が必要
- 持続的な農業の発展には、**環境創造型農業の推進**や**先進的なスマート農業技術の導入拡大**、**担い手への農地の集積・集約化**、**農業経営体の法人化等**による経営基盤の強化、第三者継承などによる経営基盤の継続が必要
- 農地の大区画化・パイプライン化など**スマート農業の導入に対応した農地整備**や**農業水利施設の点検・長寿命化対策**のほか、**地震や豪雨に備えたため池整備などの防災・減災対策**の推進が必要

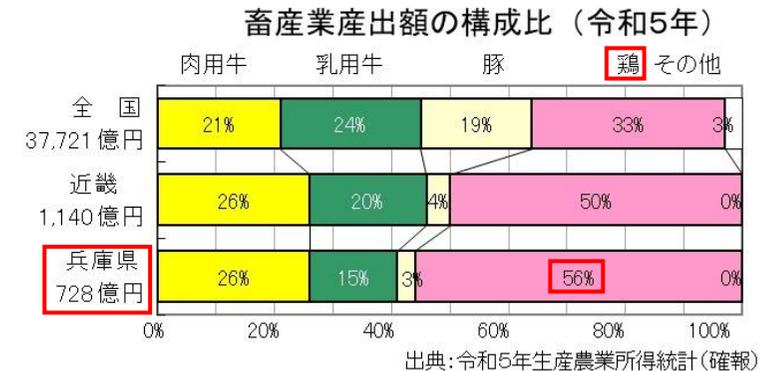


I 本県農林水産業をめぐる情勢

(2) 畜産業

ア 現状

- 本県の畜産業産出額は728億円で、近畿地方の64%を占めており、全国と比べて鶏の比率が高い
- 肉用牛は県内全域で飼育されており、うち繁殖雌牛は45%が淡路地域、25%が但馬地域で飼育
- 乳用牛は38%が播磨地域、33%が淡路地域で飼育
- 採卵鶏は88%が播磨地域、肉用鶏は70%が但馬地域で飼育



イ 課題

- 神戸ビーフの需要に応えるため、**但馬牛繁殖雌牛の増頭**や乳用牛への**但馬牛受精卵移植による肥育素牛の増産**などを進めるとともに、一層の需要拡大を図るため、**継続的な海外プロモーションや情報発信が必要**
- 生乳の生産基盤の安定には、**長命連産性に富んだ牛群への転換**や付加価値の高い**但馬牛子牛の受精卵移植による生産**に加え、**省力化機械の活用や自給飼料の増産によるコスト低減**など、収益性を高める取組が必要
- 畜産物の安全性の確保に向けては、鳥インフルエンザやアフリカ豚熱など**家畜伝染病の発生・まん延防止対策の強化**が必要



但馬牛の増頭（アパート牛舎）



ロールベアラによる牧草の収穫



アフリカ豚熱防疫演習

I 本県農林水産業をめぐる情勢

(3) 林業

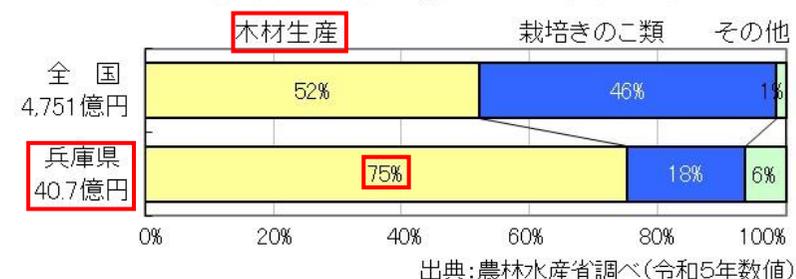
ア 現状

- 本県の**林業産出額は40.7億円**で、内訳として**木材生産は30.6億円**（75%）であり、全国に比べて木材生産の比率が高い
- 森林面積は560,037ha(全国14位)で、そのうち、個人や集落が所有している民有林は529,765haで、その割合は95%と全国と比べて極めて高い
- 人工林は伐採して利用が可能とされる**46年生以上の森林が概ね8割**を占めるなど**成熟化**が進行

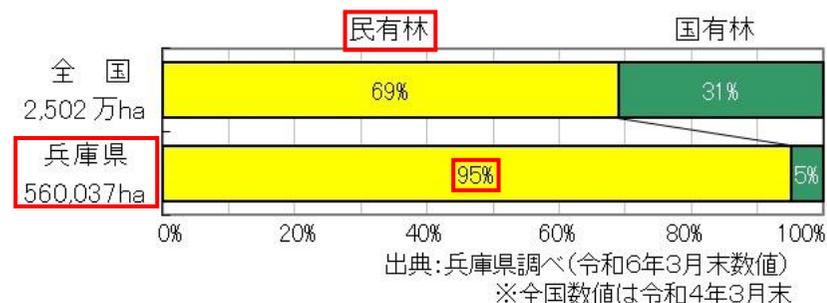
イ 課題

- 建築用と燃料用の2本柱の木材需要に応えるためには、林内路網の整備とともに高性能林業機械等を活用した**効率的な間伐や主伐・再造林を実施**し、持続的に原木を供給する資源循環型林業の実現が必要

林業産出額の構成比（令和5年）



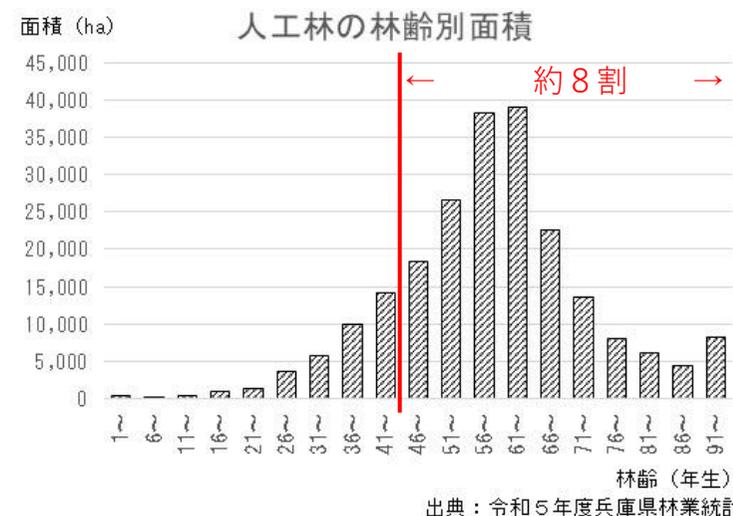
森林の構成比（令和5年）



原木に運搬に必要な林内路網の整備



高性能林業機械による原木生産



I 本県農林水産業をめぐる情勢

(4) 水産業

A 現状

- 本県の**漁業産出額は609億円**（全国7位）で、**近畿地方の70%**を占めており、全国に比べて海面養殖業の比率が高い
- 日本海では、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ホタルイカ、カレイ類、ハタハタ等が漁獲
- 瀬戸内海では、シラス、マダイ、タコ類、イカナゴ等が漁獲され、また、ノリやカキ等の養殖業が盛んで、特にノリ養殖の産出額は236億円（全国1位）と瀬戸内海の漁業産出額の46%を占める

I 課題

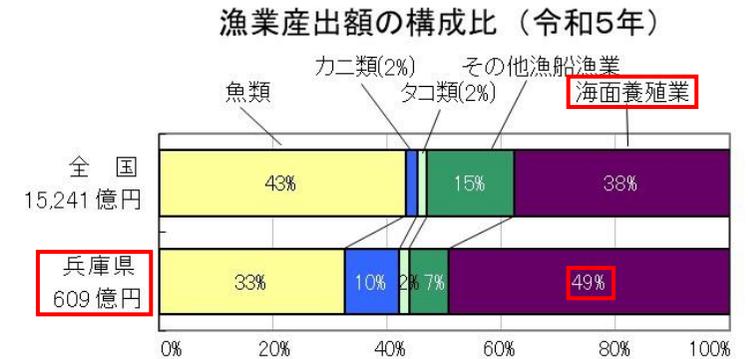
- 日本海では、燃料費など操業コストの削減や就労環境改善に必要な装備を取り入れた**沖合漁業の新船建造**を進めるとともに、但馬産ズワイガニやハタハタ、ホタルイカ等の**ブランド力強化と消費拡大**等を図ることが必要
- 瀬戸内海では、**海域へ栄養塩を供給する取組**や**豊かな海の再生に役立つナマコ等の本格的な生産・放流**を進めるとともに、**増殖場等の造成**により水産資源の維持を図ることが必要
- 漁業の基幹産業化に欠かせない養殖業では、高い全国シェアを誇る**ノリ等の安定生産**とともに、各地域で取り組んでいる**養殖魚のブランド化**を推進することが必要



令和6年に竣工した沖合底びき網漁船

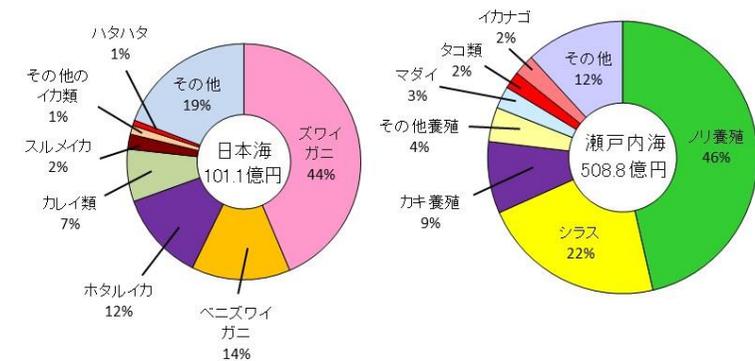


海底への施肥による底生生物の増加（ゴカイ等の糞塊の増加）



出典：農林水産省調べ(令和5年数値)
※産出額には捕鯨業及び内水面分含まず

海域別の漁業産出額の構成比（令和5年）



出典：農林水産省調べ(令和5年数値)

I 本県農林水産業をめぐる情勢

4 ひょうご農林水産ビジョンの推進

(1) ひょうご農林水産ビジョン2030の概要

- 兵庫の強みを最大限に活かし、持続可能な力強い農林水産業を展開するため、**本県農林水産行政の基本方針であり、食と「農」に関する県民の行動指針**として、「ひょうご農林水産ビジョン2030」（計画期間：2021～2030年度）を農林水産政策審議会の答申を受け、**令和3年3月に県議会の議決を得て策定**
- ビジョンでは、めざす姿を「**御食国ひょうご令和の挑戦～都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展～**」として、**3つの基本方向のもと、13の推進項目**により県民の期待に応える農林水産業の振興を推進

(2) ビジョンの方向性

- 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開、県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出、県民の健康で豊かな暮らしの充実**をめざし、将来にわたる持続可能な農林水産業の展開に向け、都市近郊の立地を活かし、地域の経済と雇用を支える基幹産業化に向けた取組を推進
- 令和6年度から農林水産業を取り巻く国内外の情勢の変化等に対応するため、ビジョン見直しの検討を進めており、**令和8年3月に新たなビジョンを策定予定**

【農業】



実需に結び付いた競争力の高い農業を展開

【畜産】



安全・高品質な畜産物の生産を強化

【林業】



資源循環型林業を構築

【水産業】



豊かで美しい海の再生及び収益性の高い力強い漁業を確立

II 総合農政課所管施策

【ひょうご農林水産ビジョン2030施策体系図】

【めざす姿】

御食国ひょうご
令和の挑戦
都市近郊の立地を活かした農林水産業の
基幹産業化と五国の持続的発展

【基本方向】

【基本方向1】
基幹産業として持続的に
発展する農林水産業の
展開

【基本方向2】
県民が安心して暮らせる
活力ある地域の創出

【基本方向3】
「農」の恵みによる健康
で豊かな暮らしの充実

【推進項目】

- 1 スマート化による新しい農林水産業の実現
- 2 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開
- 3 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化
- 4 木材利用の拡大と資源循環型林業の推進
- 5 豊かな海と持続的な水産業の実現
- 6 農林水産物のブランド力強化と生産者所得の向上
- 7 食の安全を支える生産体制の確保
- 8 特色を活かした活力ある地域づくりの推進
- 9 農山漁村の防災・減災対策の推進
- 10 豊かな森づくりの推進
- 11 食と「農」に親しむ楽農生活の推進
- 12 「農」と多様な分野との連携強化
- 13 県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進

：資料に掲載している施策項目

II 総合農政課所管施策

1 農林水産技術の開発・普及

(1) 現場での技術的課題の解決に向けた試験研究・事業の実施

- ・ 県立農林水産技術総合センターは、本県の多彩な農林水産業を支える試験研究機関として、地域に合った技術の開発やその普及などに取り組む
- ・ 県立農林水産技術総合センターでは、ひょうご農林水産ビジョン2030がめざす「都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展」の実現に向け、**令和3年3月に第5期中期業務計画（R3～7年度）を策定し、ICTの活用や地球温暖化への対応などの重点化方向に沿った試験研究・事業を実施**
- ・ 令和7年度は、現計画にかかる評価を踏まえ、第6期中期業務計画（R8～12年度）を策定

試験研究・事業の重点化方向（第5期中期業務計画）

1 ひょうごの農林水産業の未来につながるスマート技術の開発

<トマト>

生育をコントロールする高度な環境制御技術の開発

<水 稲>

生育診断アプリやドローンを利用した作業体系の確立

<土 壤>

水管理のモニタリングや遠隔管理技術の開発

<乳用牛>

乳汁等のデータをAIで解析し、飼養改善を提案するシステムの構築



スマホ用水田水管理システムの活用例

2 ブランド力の強化につながる新価値の創造と品質向上技術の開発

<水 稲>

高温登熟耐性を有する兵庫県水稲オリジナル品種の開発

<但馬牛>

ゲム育種の手法や美味しさ指標を活用した但馬牛種雄牛の作出、凍結精液の生産・配付

<農産加工>

機能性成分を維持・向上する栽培・加工技術および保存中に機能性成分等を高める技術の開発



作製した精液ストローを液体窒素で凍結保存(-196℃)

3 経営の強化につながる生産性向上技術の開発

<主作・園芸等>

栽培適性の把握による優良品種の選定

<いちじく>

園地に応じたオーバーラップ整枝の栽培管理指標の開発

<森林施業>

低コストで効率的な「主伐再生林の普及モデル」の普及

<養 殖>

閉鎖循環飼育によるサモンの養殖技術の確立



閉鎖循環飼育システムを用いたローカルサーモン養殖研究

4 生産の持続性確保等につながる環境適応技術の開発

<土 壤>

有機質肥料等を活用した肥培管理技術の開発

<病虫害>

発生予察調査やリババル害虫（イネカメムシ）に対する防除技術の開発

<森林減災>

根系強度を考慮した災害防止機能評価法の確立

<漁場環境>

豊かな海の再生を支える漁場環境保全・再生技術の開発

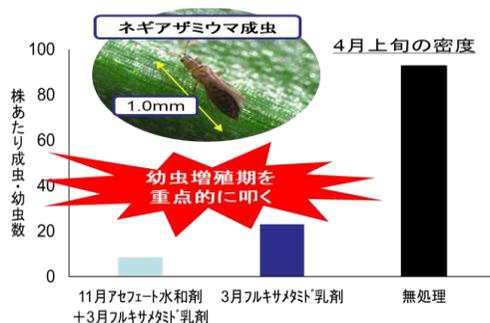


スギの根系強度を算出するための根系分布調査

II 総合農政課所管施策

(2) 最近の主な試験研究・事業の成果と今後の活用

アイリス黄斑ウイルスの感染拡大の防止に向けた早生タマネギのネギアザミウマ防除体系の確立



定植直後(11月)と幼虫が増殖し始める3月に効果の高い農薬を散布すると、収穫期(4月上旬)のアザミウマ密度が約10%まで減少し、収穫後、中生タマネギへの移動・感染を抑制

但馬牛去勢牛への最適な濃厚飼料の給与回数と間隔

- 1回給与区: 1日量の濃厚飼料を10時に1回給与
- ▲ 2回給与区: 1日量の濃厚飼料を10時と16時の2回に分けて給与
- 4回給与区: 1日量の濃厚飼料を10時、16時、22時、4時の4回に分けて給与

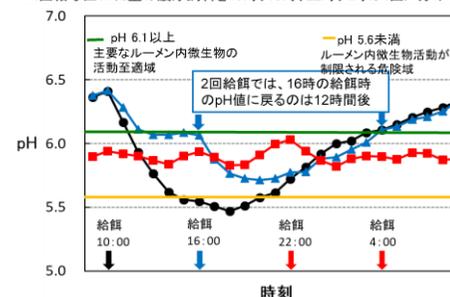


図 ルーメン液pHの日内変動 (肥育期間中の平均)

濃厚飼料は1日2回以上に分けて給与することで、ルーメン(第一胃)液の急激な酸性化を抑制でき、さらに、12時間以上の間隔を設けることでルーメン内を良好な状況に良好な発酵を確保

「強くて美しい建築材料」スギ桁目板CLTパネルの開発

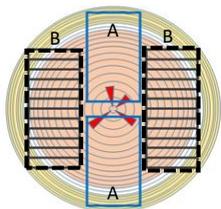


図1 上下心去り平角と桁目板(木口面)



図2 幅方向に接合した板を直交するように積層接着(3層)

スギ大径材から横架材として利用できる木取りの技術(図1のA)及びその残部から得られる桁目板(図1のB)を直交積層接着(図2)することによって新たな建築材料として期待できる桁目板CLT(Cross Laminated Timber)パネルを開発

ベニズワイガニの無水輸送技術



生息域に近い温度帯の発泡スチロール箱に入ったベニズワイガニ

活力のあるベニズワイガニを氷が入った袋で挟み込み、生息に近い温度帯(0~1℃)にし、発砲スチロールで梱包することで、24時間以内であれば無水状態で生きたまま輸送できる技術を開発

II 総合農政課所管施策

2 異業種連携や6次産業化による新たな価値創造の推進

(1) 現状・課題

- 県産農林水産物の新たな価値を創造し、農林漁業者の所得向上や地域の活性化を図るため、**「農」イノベーションひょうご推進協議会**（会長：農林水産部長、H26年5月設立）を**中心に、農林漁業者と多様な分野との異業種連携による新商品・新サービスの創出を推進**
- 取組の推進に当たり、異業種の事業者同士が段階ごとに課題等を共有し、円滑な意思疎通や支援策の活用等による早期の課題解決が必要
- 農林漁業者が生産から加工、流通まで一体的に取り組む6次産業化に対しては、商品開発等における課題の整理や、特に消費者に選ばれる商品づくり等を支援する仕組みが必要

【6次産業化・地産地消費※の計画認定状況】（令和7年度）

順位	都道府県	件数
1	北海道	163
2	兵庫県	118
3	宮崎県	113

※地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

【「農」イノベーションひょうご推進協議会の会員概要（R7年3月末）】

会員区分	農林漁業者等	2次産業者	3次事業者	金融・その他	研究・大学等	自治体等	合計
会員数	277	180	167	138	30	38	830

(2) 取組状況

ア 「農」イノベーションひょうごの推進

(ア) 交流会・連携の促進（Step 1）

- 農林漁業者等の課題解決のヒントを探るセミナーや、**食品製造・流通関連事業者等とのマッチングを促進する交流会を開催**（令和6年度開催回数:6回）

(イ) 異業種連携による新商品企画・商品化の促進（Step 2）

a 新たな商品企画の創出への支援

- 消費者ニーズを捉えた新商品企画や販路開拓等の課題解決に向けてアドバイザーを派遣し、**農林漁業者と食関連事業者等のマッチング**や**両者が連携して取り組む商品開発などを支援**（令和6年度支援件数:15件）



交流連携セミナーを開催

II 総合農政課所管施策

b 新商品・新サービスの創出への支援

- セミナーや交流会等で出会った農林漁業者と食関連企業等で構成されるチームに対し、**新商品・新サービスの創出に必要な試作品の作成経費や、新商品に応じた加工機器の導入等を支援**（令和6年度 支援件数: 7件）

新商品の創出事例

「佐用もち大豆」を活用したフリーズドライ商品の開発

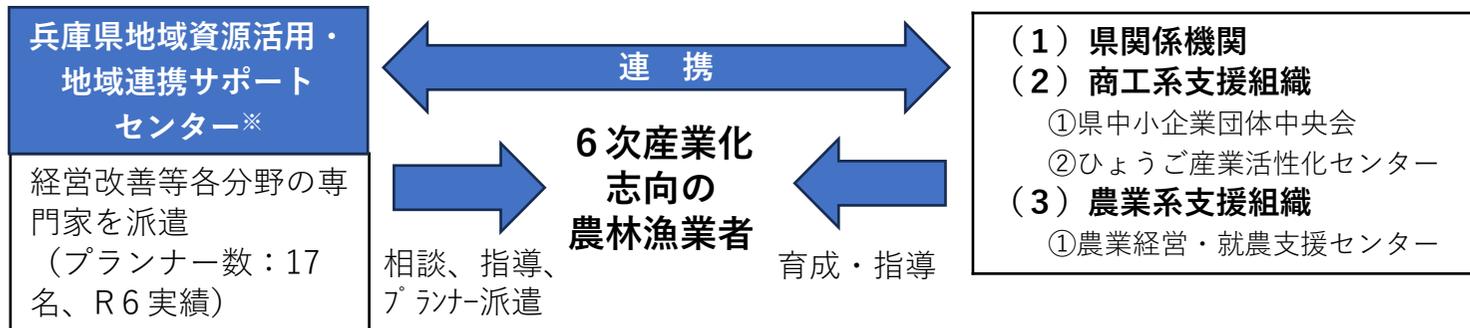
- 取組主体：(株)元気工房さよう（佐用町）、佐用もち大豆振興部会、旭松食品（株）
- コンセプト：近年市場が急成長している「フリーズドライ」商品の開発による町内産業の活性化
- 成果：商品コンセプトを決め、試作、パッケージデザイン・PR方法の検討、地域内外のイベント等でのアンケート調査を経て、新商品を開発



フリーズドライ納豆

イ 6次産業化等の支援体制と施設整備支援

- 「兵庫県地域資源活用・地域連携サポートセンター」を設置し、専門家(プランナー)の派遣等を通じて、6次産業化に取り組む**農林漁業者等の経営改善や加工施設等の整備を支援**



プランナーによる現地指導



加工施設（ワイナリー）整備を支援（淡路市）

II 総合農政課所管施策

ウ 生産者と消費者との交流・連携強化による新サービスの創出

(ア) ひょうごオープンファームの取組拡大・強化支援

- 「農」に対する消費者理解を促進するとともに、農林漁業者の所得向上を図るため、農林漁業者等を対象に**地域に人を呼び込み、体験等の提供に加えて、農林漁業の内容や思い、経験等を直接伝える「ひょうごオープンファーム」の取組を支援**

(令和6年度体験プログラムの開発支援11件、施設強化3件、取組拡大7件)

(イ) 地域を超え、互いに支え合える関係づくり

a CSA※の理解醸成

- 生産者と消費者・企業等へのCSAの普及・啓発のため、CSA実践者による取組紹介やパネルディスカッションを内容としたシンポジウムを開催**

※CSA（地域支援型農業）

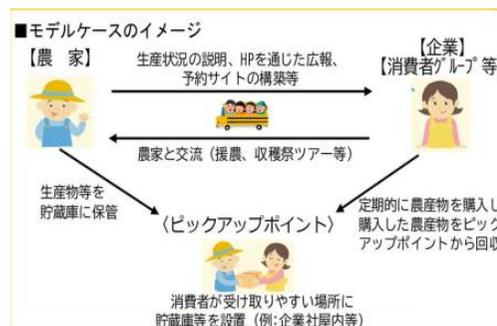
生産者と消費者が連携し、前払いによる農産物の契約を通じて相互に支え合う仕組み。代金の前払いの他、消費者がピックアップポイントで野菜セットなどを自分で引きとること、援農など農場運営に積極的に関与することが大きな特徴

b CSA手法の拡大支援

- 生産者と消費者の結びつきを強固にするため、農林漁業者等を対象に、**農業体験や援農等の交流を図るとともに、生産物の定期購入を行うCSA手法を用いた連携強化の取組を支援**（令和6年度2件）

CSA手法とは

一般的なCSAにおける「前払い」や生産者ほ場等への「ピックアップポイント」の設置にはこだわらず、生産者が特定の消費者に対して農業体験や援農等を通じた交流を実施するとともに、定期的な生産物の販売を実施する手法



体験プログラムの開発に向けた専門家の指導（養父市）



体験参加者用簡易トイレの設置（洲本市）



CSA参加者と生産者による野菜収穫体験（神戸市西区）

II 総合農政課所管施策

3 食と「農」に親しむ楽農生活の推進

(1) 現状・課題

- ・「**楽農生活**」とは農林水産体験や農山漁村との交流を通じて、**食や「農」に親しむ兵庫県が提唱しているライフスタイル**
- ・県民が気軽に「農」の大切さを学ぶことによって、**農林水産を支え・関わり・携わる多様な人材の裾野を拡大**
- ・兵庫楽農生活センターでは、野菜収穫体験や栽培技術研修を展開し、**楽農生活実践者の裾野拡大**を図るとともに、**就農や半農半X等の多様な形で「農」に携わる人材を確保・育成**
- ・農山漁村では、働き方改革の進展やコロナ禍を経てライフスタイルが一層多様化する中で、「農」の学びや体験の場がより身近なものとなるためには、都市と農山漁村が近接する本県の特長を活かし、**市民農園等の環境づくりや、定住・二地域居住等の楽農生活の充実に向けた支援**などが必要



兵庫楽農生活センター参画事業者が実施した楽農生活フォトコンテスト優秀賞受賞作品

兵庫楽農生活センターの概要

〈場所〉神戸市西区神出町（旧農業試験場跡地 約14ha）

〈開設日〉平成18年11月11日

〈事業内容〉

楽農交流事業：農作物栽培や加工、食などの体験や交流を実施

楽農学校事業：趣味の農業から、半農半X、就農などの段階に応じた人材の育成や研修を実施

〈入園者数の推移〉

R3	R4	R5	R6
63,777人	93,773人	81,476人	93,889人



II 総合農政課所管施策

(2) 取組状況

ア 楽農生活をサポートする兵庫楽農生活センターの機能強化

(ア) 魅力ある体験プログラムの提供

- 田植・定植から収穫までの米や黒枝豆づくりにおける一連の栽培過程を体験できる**親子農業体験教室**に加え、**センター参画事業者による各種栽培・加工体験、地域農産物の直売やレストランでそれらを活用したメニューの提供を実施**

<令和6年度実施状況（参加者数）>

- 親子農業体験教室（米：447人(121家族)、黒大豆：145人(40家族)
- 栽培・収穫体験（野菜：4,761人、果樹：1,346人、きのこ：1,039人）
- 加工体験（600人）
- 地産地消レストラン（26,651人）
- 農産物直売所（13,742人）

(イ) ニーズに応じた研修プログラムの提供

- 市民農園や家庭菜園等で気軽に「農」を楽しみたい方向けの生きがい農業コース、**「農」と他の仕事や好きなこと「X」を組み合わせたワークスタイルを目指す方向けの半農半Xコース**、本格就農を目指す方向けの就農コースなど、楽農生活の実践段階に応じた研修を実施

<令和6年度実施状況（受講者数）>

- 生きがい農業コース（106人）
- 就農コース（37人）
- 有機農業塾（50人）



親子農業体験教室での田植の実施



小麦の播種から収穫・加工を体験できる小麦の学校

《令和7年度から半農半Xコースを創設》

田園回帰の機運の高まりを捉え、農山漁村への定住・二地域居住の拡大及び地域農業の維持に貢献する人材確保のため、兵庫楽農生活センターに新たに「半農半Xコース」を開講

必修の露地野菜に加え、施設野菜・水稻・果樹から一つを選択し、幅広い農業技術を習得する研修を実施



農業機械講座での農薬散布機の操作研修

II 総合農政課所管施策

イ 楽農生活に誘い、定着を図る仕組づくり

(ア) 楽農生活実践機会の創出

a 市民農園の整備促進

- 身近な楽農生活の実践の場として、市町、JAほか農業者など、**多様な主体による市民農園整備を促進**
(令和6年3月現在 443カ所)
- 兵庫楽農生活センターでは県内の市民農園を紹介するホームページ「ひょうごGENKI!農園」を開設し、市民農園の利用を促進



既存市民農園の空きスペースを活用し区面の増設と車イス等でも利用しやすいユニバーサル区画を設置
(神戸市西区)

(イ) 定住・二地域居住の促進

a 田舎暮らし農園施設整備の支援

- 定住や二地域居住を促進するため、**都市住民等が農山村等で遊休農地を活用して農作業を行う場合の農園施設の整備を支援**
(令和6年度 3件)

b 「農」に携わる人材確保モデルの取組支援

- 移住者等を半農半Xや自給的農家など「農」に携わる人材として確保していくため、都市住民等と農山漁村をつなぎ、地域農業への多様な人材の参画を促進するNPO法人や農業関連団体等の**中間支援組織**を対象に、**農作業研修会の開催、農家でのインターンシップ等の取組を支援**
(令和6年度 9件 (うち令和5年度からの継続団体5件))



中間支援組織による農業アルバイトの見学及び体験 (神戸市西区)

ウ 楽農生活交流人口の増大

- 農作業・農産物加工等の体験ができる都市農村交流施設やイベント・特産物等の**多様な情報をチラシの配布やSNSの発信、地域情報サイトへの情報提供**等を通じて広く県民に発信し、楽農生活交流人口の拡大を推進

【ひょうご農林水産ビジョン2030の楽農生活交流人口の目標 (年間)】

現状 (R6)	中間 (R7)	目標 (R12)
1,107万人	1,160万人	1,224万人

II 総合農政課所管施策

4 農村地域づくりの推進

(1) 現状・課題

- 農村地域において人口減少の進行等により、**農業生産活動の補完、地域資源の保全、生活インフラの維持に必要な集落機能が弱体化**してきており、これらを解決するためには**農村コミュニティの維持に向けた支援が必要**
- 県土の約4分の3を占める**中山間地域等※¹**での**農業生産活動等※²**は、**食料供給だけでなく、国土保全や水資源涵養等の公益的機能の発揮につながり、生活基盤を守る重要な役割**
- 加えて、**中山間地域等は農業生産条件が不利**であり、耕作放棄地の増加など地域荒廃のおそれがあり、**それを補正するための支援が必要**

※1 5法指定地域及び農林統計上の地域 ※2 農業生産活動等：水路・農道の管理、景観作物作付等

(2) 取組状況

ア ひょうご農村RMO（農村型地域運営組織）の推進

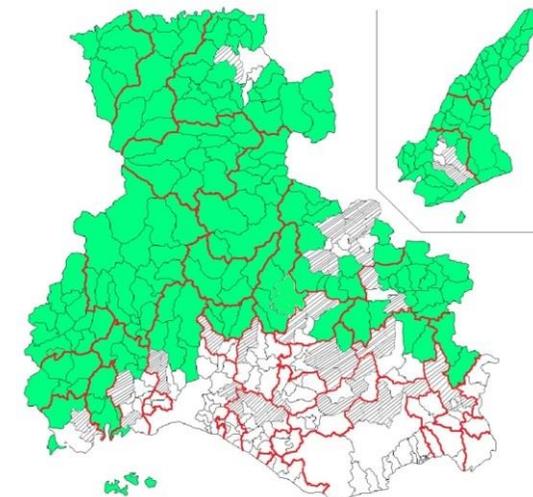
(ア) 地域づくり人材の育成

- 県・市町等職員を対象に、現状分析や合意形成の手法など地域づくりのコーディネート力を習得する「令和の地域づくりコーディネーター力養成講座」を開催し、**農村地域づくりを伴走支援する人材を養成**（R5～）
- さらに、地域リーダーとその補佐役等の候補者を対象に、**新たに地域づくりに要する知識等を習得する研修会等を開催**（R7～）

【養成講座受講者の状況】

実施年度	県（農林・普及・土地改良）	市町	JA等	計
R5	22名	7名	5名	34名
R6	21名	4名	6名	31名

【中山間地域等位置図】



- ：中山間地域：特定農山村法・山村振興法・過疎法・離島振興法の4法（棚田地域振興法は含まない）によって指定された地域（16市8町）
- ：農林統計上の中間農業地域・山間農業地域



「令和の地域づくりコーディネーター力養成講座」の開催

II 総合農政課所管施策

(イ) スモールスタート促進支援

- 地域づくりの取組に係るスタートアップを促進するため、地域活性化の契機となり得る**地域づくりの機運醸成の取組**や**地域資源を活用した試行的取組**、**地域課題の解決を図る実証的取組を支援**（R7～）

(ウ) 農村RMO形成推進支援

a 地域づくり伴走支援

- 農村RMO設立を見据え、地域での話合いや合意形成を促進するため、**ひょうご農林機構を中間支援組織として位置づけ**、**地域の将来ビジョン策定や課題解決方法への助言等を実施**（R5～）

b モデル形成支援（中山間地域のみ）

- 地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく**農用地保全、実証事業等の取組を支援**（R6～）

(エ) 農村RMOの取組紹介・広報活動

- 本県における農村RMO形成推進に係る機運醸成、掘り起こし、横展開を図るためのシンポジウム等を開催予定

イ 中山間地域コミュニティの活性化

(ア) 中山間地域等直接支払交付金制度の推進

- 農地の耕作放棄を防止し、農業生産力とともにその多面的な機能を維持するため、**農業の生産条件が不利な農地等における農業生産活動等の継続を支援**

【中山間地域等直接支払実施状況】

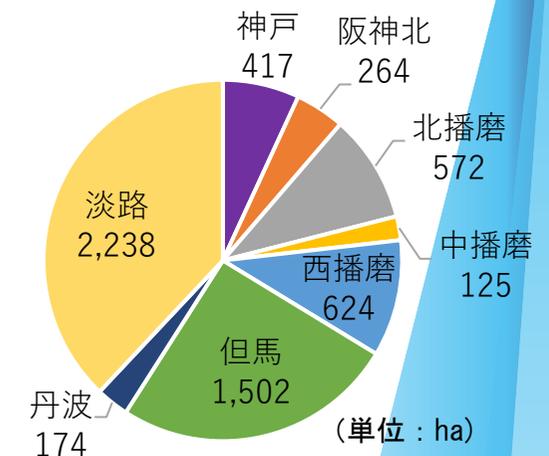
項目	R2	R3	R4	R5	R6
直接支払実施市町数	27	27	27	27	27
直接支払協定数	590	596	610	616	618
交付金対象面積（ha）	5,539	5,625	5,825	5,910	5,916
交付金額（百万円）	1,083	1,101	1,138	1,155	1,157



赤穂市周世・有年横尾地区における農村RMOの設立

- 構成団体：自治会、周世土地利用組合、赤穂ふれあいの森管理運営組合など6団体
 組織体制：農用地保全部、地域資源活用部、生活支援部
 主な取組計画
 ・スマート農業の実施
 ・落花生など新たな特産品の開発
 ・日常生活の利便性向上に向けたデジタル化

【地域別交付面積(令和6年度実績)】



II 総合農政課所管施策

(イ) 活性化施設等の整備への支援

- 農林水産業の振興とともに、豊かな自然などを活かした都市住民との交流の拡大を通じた地域活性化を目指す市町等に対して、必要とされる**施設整備を支援**

(ウ) 棚田地域の維持・保全

- 多面的機能の維持・発揮と地域の賑わいづくりを進めるため、棚田地域振興法※に基づく棚田地域の指定や指定棚田地域振興活動計画の認定に向けた取組を進め、**活動体制づくりや保全活動等を支援**

※棚田地域振興法（令和元年施行）

貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
県内では7地域（神戸市2、養父市3、宍粟市1、多可町1）を指定（R7.4時点）



改修された「味わいの里三日月」



共同による稲刈り風景
（宍粟市飯見の棚田）

棚田カードの作成・配布

棚田の魅力を伝え、棚田を含む地域の活性化に役立てるため、「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」(農林水産省)に認定された県内7地区に加え、指定棚田地域振興活動計画の認定を受けた3地区の棚田カードを作成し、実際に現地を訪れた人などに無料配布している。

作成年度	地区名
R5	宮垣・能座（のうざ）・別宮（べっくう）〔養父市〕、うへ山〔香美町〕、岩座神（いさりがみ）〔多可町〕、山田・飯見（いみ）〔宍粟市〕 計7地区
R6	中央・建屋（たきのや）・三谷（みたに）〔養父市〕 計3地区



棚田カード（養父市 中央）

II 総合農政課所管施策

6 農地の利用調整

(1) 農業委員会活動の強化

ア 現状

- ・ **農業委員会は、農地等の利用関係の調整など農地に関する事務を執行するため、市町村に設置された行政委員会**であり、県内には芦屋市を除く40市町に設置
- ・ 県段階においては、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等のサポート業務のほか、農地情報の収集・整理・提供や担い手の組織化・運営の支援等を行う「**農業委員会ネットワーク機構**」として、**知事が（公社）ひょうご農林機構を指定**

イ 農業委員会の事務

- ・ **農地の権利移動に係る許可等の許認可業務**や**農地利用の最適化の推進に関する業務**のほか、**農業経営の改善に役立つ情報の提供、関係行政機関等への意見提出**などを実施



佐用町での農地パトロールの様子

【農業委員会の主な事務】

① 農地の確保と有効利用への取組

農地の権利移動についての許可、農地転用申請書の受理及び審議、県への進達等、農地法等の法令に基づく事務を実施

② 農地利用の最適化の推進

担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進を柱とした活動を実施

③ 担い手の育成・確保への取組

農業経営の法人化等を通じて担い手の育成・確保を図るとともに、地域農業の状況把握のための調査、農業経営の改善等に役立つ情報提供等を実施

④ 関係行政機関等への意見の提出

農地利用の最適化の推進に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、施策の改善についての意見提出を実施

II 総合農政課所管施策

ウ 現場活動の強化

本県では、兵庫県農業会議（農林機構の内部組織）と連携し、農業委員会の必須業務である「**農地利用の最適化の推進**」を中心とした現場活動を強化する取組を推進

(ア) 推進の内容

- 農地中間管理機構との連携強化や、「地域計画」の実現に向けた集落の合意形成活動を通じた**担い手への農地集積・集約化**
- 「**農地パトロール**」の充実強化や、所有者等の意向を踏まえた利用調整活動を通じた**遊休農地の発生防止・解消**
- 新規就農者・企業等の受入れに向けた地元調整と定着支援

(イ) 県による支援

- 会議・研修への職員の講師派遣等を通じた情報提供・助言
- 活動の指針となるマニュアル等の整備・活用促進
- 国庫交付金等を活用した支援



エ 農業委員会と農林機構の連携による農地対策等の推進

農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員が、農林機構の農地集約推進員・農地集約化協力員との間で、地域の人・農地に関する意見交換や情報共有を図り、農地利用の最適化を推進するとともに、将来の農業利用の姿を明確化した地域計画の実現等を支援

農業委員会における農地利用最適化の取組

南あわじ市農業委員会では、市独自の農地バンクに登録された農地を農業委員・農地利用最適化推進委員に通知し、農地を探している新規就農者等へ積極的にあっせんしている。また、新規就農者等を現地に案内し、地元農家と顔合わせする機会を設け、地域に溶け込めるように支援し、円滑な農地の利用設定や所有権移転に繋がった。

令和6年度は、44筆、約2.9haの貸出・所有権移転に結びつけるなど担い手育成・遊休農地解消に成果を上げている。



遊休農地（左）と利用権設定された農地（右）
（南あわじ市松帆櫨田）

II 総合農政課所管施策

(2) 農地の権利移動の規制等

ア 農地の権利移動

- ・ **耕作を目的として農地を売買・貸借する場合、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可が必要**

【許可の状況】

(各農業委員からの報告を集計、R6年分は集計中)

年	所有権		賃借権		使用賃借権		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R3	1,856件	316.0ha	31件	7.8ha	100件	20.7ha	1,987件	344.5ha
R4	1,875件	320.9ha	23件	5.0ha	85件	14.5ha	1,983件	340.4ha
R5	1,987件	346.4ha	8件	1.0ha	32件	5.1ha	2,027件	352.5ha

イ 農地の賃貸借の解約等

- ・ 農地の賃貸借の解約等をするには、書面で明らかにされた合意による解約の場合は農業委員会への通知をもって足りるが、それ以外の場合は、農地法第18条に基づき、知事又は政令指定都市の長の許可が必要
(許可件数(知事許可分) R4年: 3件、R5年: 1件、R6年: 2件)。

ウ 法人の農地の所有・貸借による農業参入

〈農地所有適格法人〉 → **所有・貸借いずれも可能**

- 農地法に基づく要件を満たす「農地所有適格法人」を設立することで、農地の所有又は貸借が可能

〈農地所有適格法人以外の法人(一般法人)〉 → **貸借のみ可能(所有は不可)**

- 「農地所有適格法人」の要件を満たさなくても、一定の要件を満たせば農地の貸借が可能

【本県における法人の参入状況】 (各農業委員からの報告を集計、R6年分は集計中)

年度	農地所有適格法人		一般法人		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R3年12月末	279	4,230ha	244	794ha	523	5,024ha
R4年12月末	292	4,419ha	253	964ha	545	5,383ha
R5年12月末	311	5,212ha	281	1,205ha	592	6,417ha

II 総合農政課所管施策

(3) 農地の転用規制

- ・ **自ら耕作する農地を転用する場合、又は転用のために所有権等の権利を設定・移転する場合、農地法第4条又は第5条に基づき、知事又は農林水産大臣が指定する市町村（県内では神戸市、明石市）の長の許可が必要**
- ・ なお、市街化区域内の農地は、農業委員会への届出により、転用することが可能

【農地転用の状況】 (各農業委員からの報告を集計、R6年分は集計中)

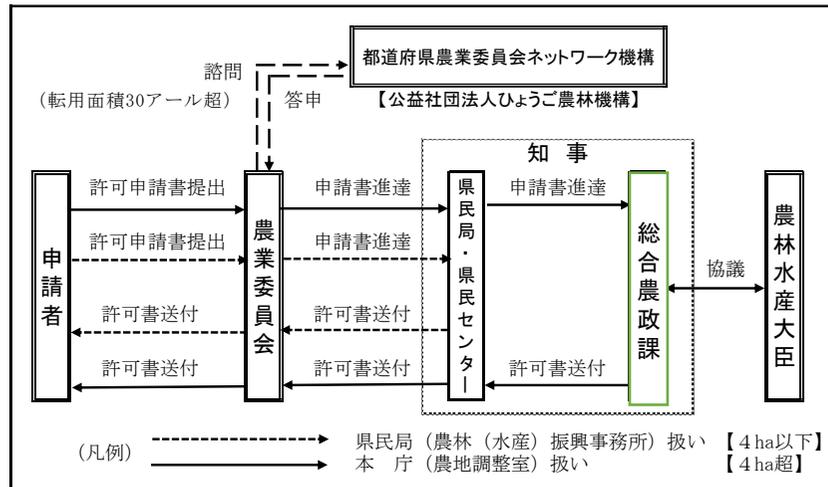
年	第4条関係		第5条関係		許可届出以外	合計	
	件数	面積	件数	面積		件数	面積
R3	795件	37.3ha	2,491件	181.8ha	65.7ha	3,286件	284.8ha
R4	707件	35.8ha	2,557件	190.9ha	48.1ha	3,264件	274.8ha
R5	674件	40.8ha	2,406件	182.1ha	53.7ha	3,080件	276.6ha

(注) 農地法第4条：自ら耕作する農地を農地以外のものにする場合
 農地法第5条：転用目的で農地の所有権、賃借権等の権利を設定、移転する場合
 許可届出以外：公共事業により転用する場合等、許可・届出を要しない場合

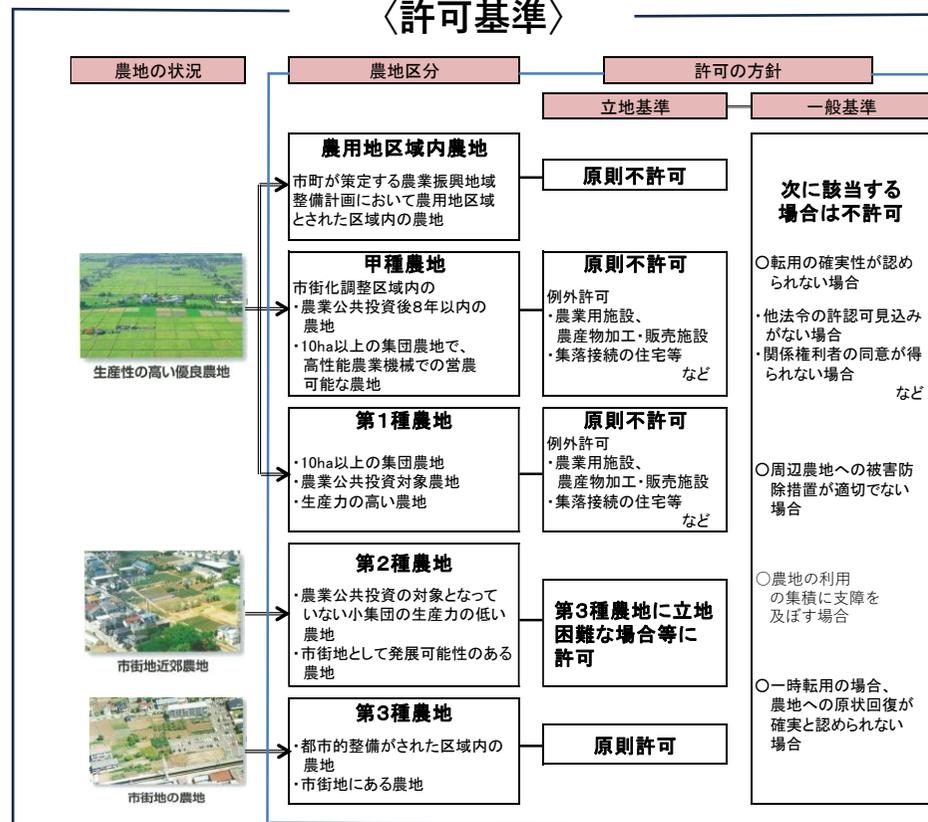
〈農地転用許可基準〉

農地転用許可の基準は、**農地法等国の法令により規定されており、個別の案件ごとに「立地基準」と「一般基準」に照らし、総合的に判断**

〈農地転用許可の流れ（知事許可の場合）〉



〈許可基準〉



II 総合農政課所管施策

(4) 自作農財産の管理及び処分

ア 趣旨

- 終戦直後、国が農地改革や開拓事業により、自作農創設や農業上の利用増進を目的として買収した土地（自作農財産）のうち、未処分のまま残存している土地について、**国の法定受託事務として、自作農財産の管理及び売払等の処分を実施**

イ 自作農財産の管理及び処分状況

(ア) 自作農財産の管理(令和7年3月31日現在)

国有農地（既墾地）			開拓財産（未墾地）			計
区分	筆数（件数）	面積（㎡）	区分	地区数（件数）	面積（㎡）	面積（㎡）
農耕貸付	51 (43)	8,056	農耕貸付	1 (2)	1,516	9,572
転用貸付	14 (13)	3,025	転用貸付	16 (29)	804	3,829
未貸付	252	57,635	未貸付	187	1,601,455	1,659,090
			うち道水路	172	1,383,496	-
合計	317 (56)	68,716	合計	187 (31)	1,603,775	1,672,491

(注)開拓財産の地区数の計は、重複計上のため区分別の計とは合致しない
管理：測量、境界確定、樹木伐採・除草、柵看板設置 など

(イ) 令和6年度処分状況（R6.4.1～R7.3.31）

区分	売払	譲与	計
国有農地	- ㎡(- 筆)	44㎡(2筆)	44㎡(2筆)
開拓財産	- ㎡(- 筆)	5,502㎡(10筆)	5,502㎡(10筆)
計	- ㎡(- 筆)	5,546㎡(12筆)	5,546㎡(12筆)

- 売払：土地を農業利用目的や農業利用以外の目的で売ること
- 譲与：道水路について、機能管理を続けることを条件に市町等に譲与すること

